

## 改良路盤材（改良碎石）の利用に関する特記仕様書

本仕様書は、緑政土木局が所管する工事及び他工事から生ずる路盤等を改良路盤材（改良碎石）として利用する場合に適用する。

## （１）改良路盤材の品質基準

- １）改良路盤材の品質基準は、表－１によるものとする。

表－１ 改良路盤材の品質基準

管理項目	品質基準及び測定方法
粒度	改良路盤材（改良碎石）の粒度範囲は、土木工事標準仕様書 3.8.4 アスファルト舗装の材料第 18 項表 3-33 による。
最大粒径	40 mm以下
CBR 値	即時 CBR <sup>※1</sup> ・修正 CBR 80%以上
表－２に定める項目について、 土壌溶出量調査及び 土壌含有量調査	「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日 環告 46 号 平成 28 年 3 月 29 日一部改正）（以下「環境基準」という。）に定める項目ごとに、環境基準に定める測定方法（以下「溶出量調査」という。）により測定した結果及び「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成 15 年 3 月 6 日 環境告 19 号）（以下「含有量測定基準」という。）に定める物質の種類毎に含有量測定基準に定める測定方法（以下「含有量調査」という。）により測定した結果が、溶出量にあつては、環境基準に掲げる環境上の条件（以下「溶出量基準」という。）に適合すること、含有量にあつては、土壌汚染対策法施行規則「別表第三」の下欄に掲げる要件に該当すること。

※1 即時 CBR は、改良路盤材を安定させたあとで、4.5kg のランマーを用い CBR モールドで各層 67 回・3 層突き固め供試体を作成し、養生日数なしで非浸水の CBR 値をいう。

- 2) 請負人は、表－2の管理項目に係る品質管理の結果報告書を改良路盤材プラン  
トから提出させ、品質管理結果報告書に添付し監督員に提出するものとする。  
また、請負人が行う品質管理は、請負工事品質管理基準により行うものとする。

表－2 特定有害物質

特定有害物質 (土壤汚染対策法第二条、土壤汚染対策法施行令第一条)					
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	第3種特定有害物質 (農薬等)	シマジン (又は CAT)
	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)		六価クロム化合物		チウラム (又はチラム)
	1, 2-ジクロロエタン		シアン化合物		チオベンカルブ (又はベンチオカーブ)
	1, 1-ジクロロエチレン		水銀及びその他化合物 うちアルキル水銀		ポリ塩化ビフェニル (PCB)
	シス-1, 2-ジクロロエチレン		セレン及びその化合物		有機りん化合物 (パラチオン、メチル パラチオン、メチルジ メントン、EPNに限る)
	1, 3-ジクロロプロペン		鉛及びその化合物		
	ジクロロメタン		砒素及びその化合物		
	テトラクロロエチレン		ふっ素及びその化合物		
	1, 1, 1-トリクロロエタン		ほう素及びその化合物		
	1, 1, 2-トリクロロエタン				
	トリクロロエチレン				
	ベンゼン				
	1, 4-ジオキサン <sup>※1</sup>				
	調査方法		調査方法		調査方法
	土壤溶出量調査		土壤溶出量調査及び 土壤含有量調査		土壤溶出量調査

※1 1, 4-ジオキサンは、土壤汚染対策法施行令の特定有害物質の指定物質ではなく、土壤の汚染に関わる環境基準の指定物質である。

(2) 改良路盤材プラントの利用区分

名古屋市緑政土木局が所管する工事で使用する改良路盤材を製造する改良路盤材プラントとして認定したプラントで利用可能区を表-3に示す。

表-3 認定改良路盤材プラント

	事業者名称	プラント名称	利用可能区
①	名古屋西部ソイルリサイクル株式会社	名西ソイルリサイクルプラント	名古屋市全区
②	大有建設株式会社・東邦ガステクノ株式会社共同企業体	名古屋北部土質改良センター	北区、守山区、名東区
③	東邦ガステクノ株式会社	名南改良土センター	南区、天白区、緑区